

岐阜県公立学校教職員採用時健康診断書（任期付採用職員）令和9 年度

(R6.4.1改訂版)

志願種別	小学校教諭	氏名	岐阜 太郎	受験番号	(123)	生年月日	平成16年 〇月 〇日	性	男・女
						(年 齢)	(今年度末現在 22 歳)	別	
健康診断日	令和9年 1月 15日	健診機関名	〇〇病院						
病歴・症状	既往歴	特になし	あり ()						
	現病歴(治療中及び経過観察中の疾患)	特になし	あり ()				貧血、気管支喘息		
	自覚症状	特になし	あり ()				めまい、頭痛		

受診前に本人が作成

健康診断項目				判定区分(裏面参照)	
他覚症状(医師の診察所見)	所見あり()	所見なし	異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能		
胸部X線 ※ 所見ありの場合は、肺又は肺外のいずれかに○をつける	所見あり(肺・肺外)	所見なし	異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能		
身体計測	身長	173 cm	体重	58.9 kg	異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能
	腹囲	73.0 cm	BMI	19.7	

受診先の医療機関に記入を依頼

< 医療機関ご担当者様へ >

- ・「健康診断項目」には、検査データ(数値)や所見の内容をご記入ください。
- ・「判定区分」は、様式裏の「判定区分について」を参考に○をつけてください。
- ・「総合判定」は、「判定区分」のうち「治療中」、「判定不能」を除く一番重いものに○をつけてください。

心電図	所見あり 右脚ブロック	所見なし	異常なし 要観察 要精検 要医療 治療中 判定不能
採血時間 ※食事10時間以降の採血の場合は空欄 食後 _____ 時間	その他		
総合判定 ※上記判定区分のうち、「治療中」、「判定不能」を除く一番重いものに○をつける	異常なし	要観察	要精検 要医療
〈岐阜県教育委員会〉 〒500-8571 岐阜市数田南2-1-1 義務教育課小中学校人事係 058-272-1111(内線:8585)	医療機関所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇 上記のとおり 診断しました。 令和〇年〇月〇日	医療機関名 〇〇病院 医師名 〇〇 〇〇	

判定区分について

(R6.4.1改訂版)

判定区分	各健診機関における判定の例
異常なし	異常なし・正常・この検査の範囲で異常なし
要観察	要経過観察・経過観察・要注意・要再検・ほぼ正常・僅かに異常あり・日常生活に注意・軽度異常・僅かに異常を認めるが日常生活に支障なし・日常生活に注意を要し定期検査・放置可・僅かに異常支障なし・所見はあるが問題なし
要精検	二次検査要・要精密検査・精査を要する
要医療	要治療・要受診・治療を要す・治療が必要・受診及び治療を要する・治療又は医師の直接指導が必要・要指導(医師)
治療中	要治療継続・継続治療・現在治療中・継続加療・治療継続・治療を継続してください
判定不能	判定保留

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程 別表

健康管理区分			養護措置の基準
生活規正の面	A	要療養	病気休暇(日単位のものに限る)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	要軽業	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位のものを除く)等の方法により勤務を軽減し、かつ、夜間勤務(午後十時から翌日午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ)、超過勤務(正規の勤務時間以外における勤務で、夜間勤務以外のものをいう。以下同じ)及び出張をさせない。
	C	要注意	夜間勤務、超過勤務及び出張を制限する。
	D	健康	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医師による適正な治療を受けさせる。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	医師による定期的な観察指導を受けさせる。必要に応じ、医師による治療を受けさせる。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

【所属記入欄】

※生活規正の面「D 健康」は、A～C区分の養護措置の基準に該当しないものを全て「D」として扱う。

記入日	年 月 日	勤務上の措置に関する事項
生活規正の面	A 要療養 B 要軽業 C 要注意 D 健康	
医療の面	1 医師による直接の医療行為を必要とする	
	2 定期的に医師の観察指導を必要とする	
	3 医師による直接又は間接の医療行為を必要としない	
		産業医名

未記入のまま提出